

草津市人権教育基本方針（案）に係るパブリックコメントの実施結果について

1. 実施時期：平成25年6月17日（月）から平成25年7月16日（火）
2. 提出者数：4人 【提出方法：郵送3通、電子メール1通】
3. 意見総数：15件
4. 意見の概要

意 見	市の考え方
<p>○人権の定義について</p> <p>全国的に人格権と称し、人権の拡大解釈を主張し、裁判になっている事例もあると聞く。身勝手な権利を助長しないようにしっかり定義していただきたい。義務と権利の関係について述べていただきたい。</p> <p>人権意識の個人差・価値観とあるが、市として人権の位置づけをしっかりとっていただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・憲法第11条には、「国民はすべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。」と謳われている通り、だれもが等しく保障されている基本的人権は、権利と義務の関係においてもその前提になるものと考えております。 ・人権の定義については、憲法第11条で解釈される基本的人権の定義を踏襲しており、この基本方針では、草津市における人権教育の考え方を明らかにしているものです。
<p>○男女共同参画について</p> <p>女性の権利の名のもと、従来からある男女の住み分けをすべて否定することに疑問を感じる。一人ひとりの個性を尊重することが、男女の人権を否定することがないよう男女の区別をしないよう促されているように受け止められる。男女の個性を尊重しつつも等の表現に変えてほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・このご意見は、男女共同参画のあり方についてのお考えであり、直接「人権教育基本方針」でお示しするものではないと考えます。 また、修正すべきのご意見に該当する表現もないと考えます。
<p>○社会制度や慣行が長い歴史の中で、合理的に行われていることも多くあり、権利というだけで根強い固定的性別役割をすべて否定しないよう、慣習の奥にある根拠を正しく認識することも必要。人権から考える社会の制度、慣行により差別されることを取り除くべきであり、文面からはすべての男女の枠を取り払うような表現を取り除いていただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・このご意見は、男女の固定的役割についてのお考えであり、直接「人権教育基本方針」でお示しするものではないと考えます。 また、取り除くべきのご意見に該当する表現もないと考えます。
<p>○外国人の人権について</p> <p>外国人の人権の範囲をどうとらえるか。外国人選挙権をどう解釈するのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・このご意見にある外国人の人権の範囲や外国人選挙権については、施策や制度の中で示すもので、この人権教育基本方針で示すものではないと考えております。

<p>○多文化共生とは 外国人の生徒が就学している際、国旗儀礼についても多文化共生の考えにより、他国の国旗を学校で掲げる必要ができるのでは。</p>	<p>・このご意見は、多文化共生の具体化についてのご意見であり、直接「人権教育基本方針」でお示しするものではないと考えます。</p>
<p>○自国の歴史、文化、伝統を重んじながら、国際理解教育等を推進しなければ、逆に外国の方から馬鹿にされる。自国の歴史、文化をしっかり認識して誇れる教育をすることが、本当のグローバル化であると認識しているが。</p>	<p>・このご意見は、国際理解教育の重要性や本市における多文化共生の位置づけについてのお考えであり、直接「人権教育基本方針」でお示しするものではないと考えます。</p>
<p>○草津市民が多文化共生の地域づくりを目標としているとは考えられない。地域の構成員の視点には賛成であるが、草津市として多文化共生の表記をする必要があるのか。行政から文化にまで言及するのは如何かと思うが。</p>	<p>・このご意見は、国際理解教育の重要性や本市における多文化共生の位置づけについてのお考えであり、直接「人権教育基本方針」でお示しするものではないと考えます。</p>
<p>○今回の草津市の広報紙面で、草津市のよいところをアピールできていない現実が掲載されているが、日本のよい風習、習俗を市民が理解していないように、外国人の文化を理解しているのだろうか。外国人はもっと宗教感や歴史認識・伝統に妥協していないと思う。</p>	<p>・このご意見は、国際理解教育の重要性や本市における多文化共生の位置づけについてのお考えであり、直接「人権教育基本方針」でお示しするものではないと考えます。</p>
<p>○他市より同和地区へ転入して来た市民には、他市からの転入の場合の人権保護をも視野に入れた指針を明示すべきであり、転入者を同和地区住民が温かく受け入れる人権教育方針も包括すべきではないか。</p>	<p>・人権教育基本方針は、特定の地域や人あるいは状況の設定をするものではなく、互いの人権を認め合い、誰もが生活していることの幸せを実感できる社会の実現をめざす取り組みのためのものと考えています。</p>
<p>○自治会を脱会したことにより、行政との窓口も切断され、納税通告のみの一方通行となり、行政（広報）の行動も全く非透明となった事は残念である。市長・各職員の行政に対する手腕を期待する。</p>	<p>・このご意見は、「人権教育基本方針」でお示しするものではないと考えます。</p>
<p>○人権教育の中の一つが同和教育とすべきで、同和問題を人権問題の観点としているのが問題である。同和地区があり、同和住民が存在し、差別はまだあると教えている。</p>	<p>・同和教育は人権教育の中の一つとして位置付けております。しかし、残念ながら現在も、同和地区に対する差別は現存しています。このことから、「同和教育の深まりから人権教育への広がり」というこれまでの人権教育の成果を踏まえながら、部落差別の解消に向けて、これからもあらゆる機会を通して推進していきます。</p>

<p>○社会における取組</p> <p>隣保館事業が同和問題解消に逆行しており、市民に対して、同和問題の予断と偏見を与える。隣保館を廃止して一般の公共施設としたコミセン化に移行すべきだ。</p>	<p>・このご意見は、「人権教育基本方針」でお示しするものではないと考えます。</p>
<p>○企業における取組</p> <p>草津市企業同和教育推進協議会の取組が、企業に対して、同和住民の意識漬けになってしまっているのではないかと。</p>	<p>・草津市企業同和教育推進協議会の効果的な運営を目指して、事業の活性化と推進体制の整備を図っていきます。これらを通して、企業に勤める従業員一人ひとりが、人権問題を自分の問題として捉え、職場や社会において、積極的な行動ができるよう働きかけます。</p>
<p>○行政における取組</p> <p>NPO への活動を支援することは、同和地域のNPO 法人と利権・既得権の関係であり、同和問題解消に逆行し、市民に対して、同和問題の予断と偏見を与える。</p>	<p>・今後の人権教育の推進に当たっては、関係する NPO の支援や市民団体との連携が必要と考えております。また、滋賀県人権センターなど関係機関と連携・協力しながら取り組むことも必要と考えています。</p>
<p>○地対財特法終結から11年。同和行政をして、同和問題を解消することが矛盾しており、市民に対して、同和問題の予断と偏見を与える。行政が意識転換できていない。</p>	<p>・同和对策事業に関する根拠法は失効しましたが、同和問題にかかる市民意識の課題は未だ残されており、今後も人権尊重意識の向上をめざした教育・啓発の取り組みは必要であると考えております。</p>

※この他に、「人権擁護に関する基本方針」に関するご意見をいただきましたが、「人権教育基本方針」でお示しする内容ではございませんでした。